

国立大学法人京都大学旅費規程新旧対照表

改正前			改正後		
(前 略)			附 則 この規程は、平成22年1月26日から施行する。		
別表 第1表 (交通費)			別表 第1表 (交通費)		
旅費の種類	支給の対象	金額	旅費の種類	支給の対象	金額
交通費	(略)		交通費	(同 左)	
鉄道賃	(略)		鉄道賃	(同 左)	
バス賃	(略)		バス賃	(同 左)	
船賃	(略)		船賃	(同 左)	
航空賃	内国旅行 航空機の利用に要する旅客運賃	現に支払った旅客運賃	航空賃	内国旅行 1 航空機の利用に要する旅客運賃 2 役員又は部局長が特別の運賃等を徴する座席を利用する場合には、1に規定するもののほか、その座席の運賃等	現に支払った旅客運賃等
	外国旅行 1 運賃の等級を3以上の階級に区分する航空路による旅行の場合には、総長にあっては最上級の運賃、役員(総長を除く。)及び部局長にあっては最上級の直近下位の級の運賃、職員及びその他にあっては最上級の2位下位の級の運賃 2 運賃の等級を2階級に区分する航空路による旅行の場合には、役員及び部局長にあっては上級の運賃、職員及びその他にあっては下級の運賃 3 運賃の等級を設けない航空路による旅行の場合には、航空機の利用に要する運賃			(同 左)	
(後 略)					